

# VIEW

## 「運転台・屋根上作業体制の変更」についての申し入れを行う！

J R 東海労幹関西地「申」第37号  
2010年 12月 2日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「大阪交番検査車両所、運転台・屋根上作業体制の変更」に関する申し入れ

大阪交番検査車両所において、12月2日以降に実施を予定している屋根上作業体制の変更について、班長・副班長・Gリーダー・担当者を中心に3回の説明会を行った。しかし、多くの不安や問題点が出されている。さらに11月27日の朝の点呼で「本日より屋根上作業を実施します」と前倒で実施したことによって、職場は大混乱となっている。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 何故、屋根上作業体制の変更を行ったのか経過も含めて明らかにすること。
2. 何故、屋根上作業体制体制の変更でC担務を2名から1名に減らしたのか明らかにすること。  
また、1名で可能な根拠を明らかにすること。
3. 屋根上作業者のC担務を2名体制にすること。
4. 大阪交番検査車両所全社員に説明すること。
5. 屋根上作業体制変更の説明会の中で、屋根上作業の作業時分を55分と説明しているが、その根拠を明らかにすること。  
また、55分の作業内容、作業時分を詳細に明らかにすること。
6. 屋根上作業体制変更の説明会の中で、屋根上作業体制変更に向けたシミュレーションを行ったと説明しているが、どの様なシミュレーションをどの程度行ったのか明らかにすること。同時に、その評価について明らかにすること。
7. 東京交番検査車両所の作業方法、作業内容を明らかにすること。また、大阪交番検査車両所との違いを明らかにすること。
8. 屋根上作業を元のC担務2名で行った場合、作業の明確化ができないのか明らかにすること。また、その理由も明らかにすること。
9. 夏場、40度を超える屋根上作業で、今でも大変なのにC担務1名に変更することは「作業ミス」「熱中症」を引き起こす危険が高まると考えるが、会社側の考えと具体的な対策を明らかにすること。

以 上